

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則（昭和四十九年広島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局の局長、担当部長、課長及び参事並びにこれらに相当する職</p> <p>二 上下水道部の課長、担当監及び参事並びにこれらに相当する職</p> <p>三・四（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局の局長、総括官、課長及び参事並びにこれらに相当する職</p> <p>二 企業局の本庁の経営部長、技術部長、課長、担当監及び参事並びにこれらに相当する職</p> <p>三 企業局の地方機関の所長、次長及び課長</p> <p>四 企業局の地方機関に置かれる事業所の長</p> <p>五・六（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。